

エコツアーリズムの推進に関する基本的な方針 (基本方針) について

1. 基本方針の位置付け

エコツアーリズム推進法第4条に基づき、国がエコツアーリズムの推進に関する基本的方向等を定めるもの。

2. 基本方針の構成

エコツアーリズム推進法第4条で定めることとなっている事項

- (1) エコツアーリズムの推進に関する基本的方向
- (2) エコツアーリズム推進協議会に関する基本的事項
- (3) エコツアーリズム全体構想の作成に関する基本的事項
- (4) エコツアーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- (5) 生物の多様性の確保等のエコツアーリズム実施にあたって配慮すべき事項

その他エコツアーリズムの推進に関する重要事項